

近年の技術発展やブロードバンドの普及など視聴者を取りまく環境変化等を踏まえ、放送に関する諸課題について、①日本の経済成長への貢献や市場・サービスのグローバル化への対応、②視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れつつ検討を行う。

1. 検討の背景

近年、情報通信技術の進展による新しい放送サービス・機器の登場や魅力ある地域情報の発信は、日本の経済成長の牽引や地方創生の実現に貢献するものとして期待されている。また、ブロードバンドの普及は、放送コンテンツの視聴環境に変化を生じさせ、NHKにおいても本年度から改正放送法を受けたインターネットの積極的活用が行われつつある。

このような環境変化等を背景として、放送を巡る諸問題について、視聴者視点を踏まえた検討を行う。

2. 検討会の構成

- (1) 学識経験者や経済界、消費者団体等幅広い有識者を構成員とする。
- (2) 関係事業者団体等をオブザーバとする。

3. 検討会の進め方

- (1) 関係事業者団体等からのヒアリング等を行いつつ検討。
- (2) 平成28年6月を目途に第一次とりまとめを予定。

主な検討課題

1 今後の放送の市場及びサービスの可能性

- <例> ・ ネットを取り込んだ新たな市場・収入源の確保(BtoB等)
- ・ 4K等の展開
 - ・ 海外事業展開の促進

2 視聴者利益の確保・拡大に向けた取組

- <例> ・ 安心して信頼できる強靱な放送システムの構築
- ・ 個人情報適切な利用
 - ・ 迅速かつ正確な情報の提供(災害情報等)

3 放送における地域メディア及び地域情報確保の在り方

- <例> ・ 地域情報の提供の確保
- ・ 環境変化に対応したビジネス展開を可能とする事業環境整備
 - ・ ネットや4K等への対応

4 公共放送を取り巻く課題への対応

- <例> ・ 豊かで良い番組の「あまねく」提供(災害時も外出時も)
- ・ 放送全体を見据えた先導的役割(地域貢献、4K等新技術)
 - ・ 必要な財源確保、国民視聴者による公平負担

5 その他

【参考】これまでの総務省の取組(放送法改正関係)

総務省においては、放送を取りまく環境変化を踏まえ、これまで様々な制度改正を実施。

平成19年改正

(H20.4.1施行)

- 持株会社によるグループ経営を経営の選択肢とするため、二以上の基幹放送事業者の子会社化を可能とする「認定放送持株会社制度」を創設。
- NHKのガバナンス強化のため、監査委員会の設置等の措置を追加。

平成21年改正

(H22.4.23施行)

- 地デジ移行後の空き周波数帯を利用した新たな放送サービスである「移動受信地上基幹放送」を制度化。

平成22年改正

(H23.6.30施行)

- 放送関連四法(放送法、有線テレビジョン法、有線ラジオ法、電気通信役務利用放送法)を一つに統合。
- 放送の参入に係る制度の整理・統合等、基幹放送についてマスメディア集中排除原則の法定化、放送番組の種別等の報告・公表制度の創設、安全・信頼性に係る技術基準の新設、有料放送サービスの受信者保護に関する規定の整備、再放送同意を巡る紛争に係る電気通信紛争処理委員会による斡旋・仲裁等に関する規定等を整備。

附則において施行5年後に見直しを行う旨規定

平成26年改正

(H27.4.1施行)

- 放送対象地域が隣接する基幹放送事業者同士での放送番組の同一化等の経営合理化が可能となる「経営基盤強化計画認定制度」を創設。
- NHKによる国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務を追加。

放送業界におけるステイクホルダー

(参考)

